

じんけんの風

JINKEY NO KAZE

2019
Summer

夏号

vol.37



宮崎県人権啓発
センターだより

「人権」とは、人間らしく幸せに生きるための権利。だれにとっても身近で大切なものです。思いやりの心をもって、みんなで「じんけんの風」を吹かせましょう。



笑顔でしあわせに生きるために

【特集】

子どもの人権

子どもたちが
安心できる
居場所づくりを



- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| ◇ 正しい採用選考のお願い..... 4 | ◇ 宮崎法務少年支援センター..... 9 |
| ◇ 実現しよう 男女共同参画社会..... 5 | ◇ 更生保護 刑を終えて出所した人の人権..... 10 |
| ◇ 同和問題(部落差別)について考えましょう..... 6 | ◇ 宮崎県ののちの教育週間..... 11 |
| ◇ STOP! 高齢者虐待..... 7 | ◇ 知っていますか人権擁護委員..... 13 |
| ◇ 高齢者の権利擁護に関する出前講座..... 8 | ◇ おすすめDVD紹介/県民人権講座..... 14 |

子どもたちが安心できる 居場所づくりを



未来を担う存在である子どもたちは、私たちの大切な宝です。その子どもたちが今、虐待や貧困、いじめ、体罰など、きびしい環境におかれ、人権が守られていない実態があります。悩みはそれぞれ違っても、相談できる第三者、そして家庭や学校以外の安心して過ごせる居場所が大切になってきています。現在、宮崎県内でも、子どもの居場所づくりの動きが広がっています。

当事者がどこに相談したらよいか、周りがどんなサインに気づき、どうサポートすればよいか、一緒に考えてみませんか。

子どもシェルター「ふらっぴ」開設

NPO法人 子どもシェルターみやざき

子どもシェルターとは、虐待や貧困、非行などさまざまな理由で安心して過ごせる場所のない10代後半の子どもたちの緊急避難場所・生活の場所です。県内の弁護士が中心となり、この春開設されました。「10代後半の子どもたちは、児童福祉制度の網の目から抜け落ちやすく、人権擁護の視点から見て、そのような子どもたちには、家庭に代わる居場所づくりの必要性と自立支援の重要性を感じていました」と語るのは、弁護士で子どもシェルターみやざき理事の金丸祥子さん。

シェルターでは子どもに担当弁護士がつき、子どもを守り、支援していきます。さらに24時間生活をともにし、自立に向けた生活支援を行う専門スタッフも常駐しています。



子どもたちが、安心して過ごせる空間になっている



ハイティーンの子どもたちの居場所

伝えたい!メッセージ

安心できる環境の下で心身を健やかに成長させていくことは、子どもたちの権利です。その権利を守るのは大人の責務です。

子どもシェルターみやざき理事

金丸祥子さん

問合せ
☎0985-65-5087

\\ ひとりで悩まないで!相談電話・窓口 //

相談機関	電話番号	内容	対象	時間
宮崎県教育研修センター ふれあいコール	☎0985-38-7654 ☎0985-31-5562	いじめ、不登校、発達障害、就学、子育て、しつけなど	幼児・児童生徒、保護者、教職員、地域の方々	電話相談 8:30~21:00 来訪相談10:00~17:00 (要事前申込み)
24時間子供SOS ダイヤル	☎0120-0-78310	いじめ、不登校など、主に学校教育関係	幼児・児童生徒、保護者	24時間
NPO法人 チャイルドラインみやざき	☎0120-99-7777	うれしい時、悩んでいる時、困っている時など何でもOK	18歳までの子ども	毎日16:00~21:00

横のつながりで、発見から支援の輪を

みやざき子ども未来ネットワーク

2017年1月に有志が集まって子ども食堂シンポジウムを開催したことをきっかけに、同年11月に発足したみやざき子ども未来ネットワーク。子どもたちの支援活動に取り組む個人や団体の集まりです。子ども食堂や学習支援、相談支援、居場所づくりなど、それぞれが得意分野を生かしながら有機的につながることで、子どもたちの発達段階に合わせた継続的な支援をめざしています。「家庭や学校に居場所をなくした子どもでも、第3の居場所があれば救われます。親や先生以外にも“あなたのことを気にかけているよ”と示してくれる存在があれば、深刻な事態になる前にSOSをキャッチすることができます」と創立メンバーの長友宮子さん。

ネットワークを組むことで、支援からこぼれ落ちる子どもを減らすことができ、互いの活動の中から良い事例を学び合うこともできます。直接的な支援ができなくても、たとえば住んでいる地域の子どもたちにあいさつすることからはじめてみませんか。またネットワークでは企業からのサポートを受け付けていますが、一緒に活動した社員さんの社会参加の意識も変わりますよ。今後は支援者の育成や、包括的な支援の仕組み作りに取り組んでいきます。

「あなたのサイン
気にかけてくれるよ」
の目と手と心



みやざき子ども未来ネットワーク

長友宮子さん

問合せ
☎090-2507-8200
(三輪)

伝えたい!メッセージ

自分のことを気にかけてくれる大人がいるだけで、子どもはSOSを発しやすくなります。あいさつや声かけなど、ちょっとだけ“おせっかい”してみませんか。



こんなサインを見かけたら

いじめのサイン (子ども)

- 体調不良を訴える
- 食欲がなくなる、過食
- 不眠、過眠
- 服が破れたり汚れている
- よく持ち物がなくなる
- 学校や友達の話をしなくなる
- 笑顔がなくなる、無表情



虐待のサイン (子ども)

- 不自然なキズがある
- 表情に活気がない
- 食事に異常に執着する
- 衣服や体が汚れている
- くりかえしうそをつく
- 大人の顔色をうかがう
- 家に帰りたがらない



虐待のサイン (保護者)

- 子どものあつかが乱暴
- 体罰を正当化する
- 近所のなかで孤立している
- 精神状態が不安定である
- きょうだいで扱いがちがう
- 他者とのかかわりを避けがち
- 子どもへの言動が否定的



児童相談所全国共通ダイヤル **189** (いちはやく)

子どもたちの笑顔を守るのはあなたです!

知っていますか？

『子どもの現状、子どもの人権』

様々な面で豊かになった日本。しかし、「子ども」を取り巻く環境はどうでしょうか。

子どもの貧困問題について

厚生労働省の調査によれば、日本の子どもの7人に1人が貧困問題に関係すると言われています。特に、ひとり親家庭の半数が貧困問題に関係し、先進国の中では大変遅れている状況です。

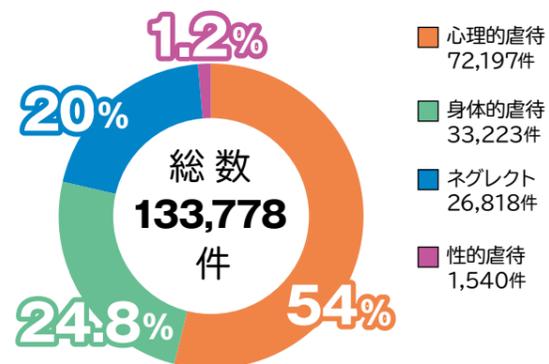
さらに、この問題が次の世代に連鎖するということも課題として挙げられます。

児童虐待について

日本には、様々な理由により親と暮らせない子どもが約4万5千人いるといわれています（平成29年厚生労働省）。

また、平成29年度の全国児童相談所における児童虐待相談対応件数は、約13万3千件と公表されました。これは過去最多で、統計を取り始めた年から27年連続で増加しています。

平成29年度 全国児童相談所での虐待相談の内容別件数



子どもは親の従属物ではなく、ひとりの人間です。大人と同じように人権（幸せに生きる権利）を持っています。

日頃から、子どもたちを取り巻く様々な問題に関心を持ちましょう。例えば、困っている親子を見かけたら「何かお手伝いしましょうか」など、やさしく声をかけたり、気になる様子があれば相談機関に連絡をするなど、社会全体で子どもたちを見守り、育てていくことが大切です。そのためにも、家庭、地域、学校、行政、NPOなどの民間団体等が連携して取り組む必要があります。

子どもたちの心とからだのゆとり

多くの調査で、学年が上がるにつれ疲れている子どもが多くなることが指摘されています。学校、受験、クラブ・部活動などによるストレスが原因とも考えられます。同時に、不登校やいじめ、体罰、ネットトラブルなど多くの問題も、年齢を問わず生じています。

「休息・余暇・遊び」は子どもにとってとても大切な権利です。子どもが自発的・主体的に成長できるようなゆとりを保障することが社会には必要です。

「子どもの権利条約」が定めている権利について

1989年、国連で「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採決されました。地球上のすべての子どもが社会的に保護され、基本的人権が尊重されるようにという願いが込められています。

- ①生きる権利……病気・けがの適切な予防措置や治療を受け、生命の安全が保障され、健康に生活できる権利。
- ②育つ権利……教育、福祉などの側面から、子どもたちの健全な成長に必要な支援を国、親をはじめとする大人から受ける権利。
- ③守られる権利……強制労働、経済的・性的搾取、暴力、虐待などから保護される権利。また、障害のある子どもや少数民族の子どもなどについては、特別に保護される権利。
- ④参加する権利……子どもたち自身の意向を尊重した意見表明、グループの結成や活動に関する自由を認められる権利。

企業のみなさまへ

正しい採用選考のお願い

正しい採用選考とは？

正しい採用選考とは、ひとことで言えば「本人の適性と能力のみを採用選考の基準とする」ことです。「就職」は、社会生活のうえでも、自己実現のためにも、人生に大きな影響を与えます。そして、企業にとっても、優れた人材を獲得することは成長・繁栄に不可欠なはず。偏見や先入観、慣習で採用選考を行っていないか、以下のポイントを再確認してみてください。



正しい採用選考のために

採用基準は

「女性だから能力がない」「障がい者では仕事ができない」などと決めつけていませんか？
条件に合う人が誰でも応募できるようになっているか確認しましょう。

- チェックポイント**
- 雇用条件・採用基準は、あらかじめ決めてありますか。
 - 性別や親の職業など、本人の適性や能力以外のことが採用基準に入っていないか。

必要のない情報は出させてはいけません。

たとえば「本籍地」「家族の状況（職業、収入、住居等）」「宗教」などは、仕事に影響を与える事柄ではないはず。職務を遂行するために必要な能力は何か、そのためにどのような選考が必要かを検討してみましょう。

- チェックポイント**
- 統一応募用紙や厚生労働省が定めたもの、JIS規格の履歴書用紙以外の用紙を使っていませんか。
 - 住民票の写しや戸籍謄本などを提出させたり、身元調査を行ったりしていませんか。
 - 「なんとなく」で、 unnecessary 健康診断をしていませんか。

面接では

事前に質問内容の打合せを十分に行いましょう。本人の適性と能力に関係のない質問や誘導的な質問、興味本位の発想に基づく問い方はしないようにしましょう。

- チェックポイント**
- 面接の目的、面接によって判断する目標が明らかになっていますか。
 - 質問内容は、十分な検討がなされていますか。
 - 面接担当者は適切ですか（面接技術・観察力が優れている、偏見がない、感情に左右されないなど）。

公正採用選考人権啓発推進員の選任をお願いします

差別のない公正な採用選考を確立し、企業内の人権啓発を推進するために、現在多くの企業のみなさまに公正採用選考人権啓発推進員を選任していただいています。まだ選任されていない事業主のみなさま、この機会に選任をよろしくをお願いします。

お問合せ

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課
TEL:0985-26-7105 FAX:0985-32-3887
宮崎労働局職業安定部職業安定課
TEL:0985-38-8823 FAX:0985-38-8829

イシキをかえて
シャカイをかえる

\\ 実現しよう //

男女共同参画社会

ワタシは「女」だから、こうしなきゃ……。ボクは「男」だから、こうあるべき……。

日常生活の中で、何となく「女性としての役割」「男性としての役割」に縛られていると感じたことはありませんか。「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」といった性別による固定的な役割分担意識や思い込みは、まだまだ社会に根強く残っているようです。

性別にとらわれず、一人ひとりをもって個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」であれば、生活がより豊かで実り多いものになるはず。一人ひとりの意識が変われば、社会も変わります。

だれもが自分らしく生きられるように、身近でできることから始めてみませんか。

キッズスペース、おむつ交換台、
無料Wi-Fiあります

男女共同参画についてもっと知りたいと思ったら…

宮崎県男女共同参画センターをご利用ください

◆講座やイベントを実施しています 一時保育つき講座あり

男女共同参画をわかりやすく伝えるための講座やイベント、講師派遣を実施しています。子育て世代やシニア向け講座、映画の上映なども実施しています。

◆図書やDVDを貸し出しています 無料 利用登録簡単

仕事や家庭、子育て、防災などに関する図書やDVDを各種取りそろえています。雑誌やコミック、絵本もあります。その場で読んだり、視聴もできます。

◆活動や仲間づくりのお手伝いをしています

男女共同参画社会づくりにつながる活動をしたい・している皆さんからの相談を受け付けています。また、自主的な学習会やグループの交流の場として、センター2階の研修室や交流室を無料でご利用いただけます（要予約）。

◆相談を受け付けています 無料 秘密厳守

相談内容	形式	内容	時間	電話番号
総合相談	電話/面接 (要予約)	自分のことや家族のことなどについて、気になること、話したいことがありましたら、まずはお電話ください。	月～金曜日 9時～17時 土曜日 9時～16時半 ※祝日、年末年始を除く	☎0985-60-1822
専門相談	面接 (要予約)	「法律相談」(弁護士) 「ここから相談」 (臨床心理士や医師等)	第3火曜日 午後 毎月 実施日は相談	総合相談の後に ご予約をお受けします
わたしの働き方相談	電話/面接 (要予約)	女性の就職・再就職、起業、キャリアアップ、社会貢献、仕事と家庭の両立などについて、アドバイスや情報提供を行います。	月～土曜日 9時～17時 ※祝日、年末年始を除く	☎0985-29-8544



ライブラリー・コミュニティスペース



研修室



交流室

“ 同和問題(部落差別)について考えましょう ”

1 同和問題(部落差別)とは、どのような問題なのでしょう？

同和問題(部落差別)とは、歴史的過程の中で形づくられた身分的差別によって、被差別部落や同和地区などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるということを理由に様々な差別を受けることがあるという日本固有の重大な人権問題です。いまだに結婚や就職等の面において差別事象が発生しています。

また、近年においては、インターネットにおける差別的な書き込みや、身元調査のための戸籍謄本等の不正取得事件なども発生しています。さらに、同和問題に対する県民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として起きています。

同和問題は、まだ解決していないのです。

10月3日(木)の県民人権講座で、石井さんご夫婦(滋賀県在住)を講師としてお招きし、結婚差別の体験談をお話していただきます。「親が我が子を愛するがゆえに他人を差別する。しかしそこからは、大好きな親に対する絶望や悲しみ以外何も生まれなかった。その後、両親は自主的に研修会などに参加し、正しい学びにより考え方や態度が変わっていった。共に差別という壁を乗り越えようと応援してくれた。やはり大好きな親に間違いなかった。真の愛を学んだ。」とても元気が出るお話です。ぜひご参加ください。(参加費無料。詳細は、14ページをご覧ください。)

また、宮崎県人権啓発センター(県庁8号館6階)には、同和問題に関するビデオや資料などを多く取り揃えています。正しい知識や理解を深めるために、ぜひご活用ください。

2 同和問題(部落差別)を正しく理解することが重要です

「同和問題(部落差別)はよく分からない」「そっとしておけばなくなるだろう」という姿勢では、うわさや偏見などにとらわれ、差別意識を助長し、同和問題の解決を遅らせる原因にもなります。

すべての人は、生まれながらにして自由であり、幸せに生きる権利を持っています。差別問題は、差別さ

れる人に非があるのではなく、まわりの差別する人に問題があるのです。

私たち一人ひとりが、自らの課題として人権や同和問題を正しく理解し、「生まれた場所で差別をすることはおかしい」と、誰もが言える社会を目指す必要があります。

3 同和問題(部落差別)解決のために

平成28年12月に、部落差別解消を目指し、教育・啓発の推進を柱とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行されました。この法律は、基本理念に「国民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現すること」を掲げています。

私たち一人ひとりが、因習や偏見、世間体などにしばられず、全く根拠も理由もない差別で人権を侵害されている人々がいるという事実を直視し、同和問題(部落差別)の解決に向けて取り組むことが求められています。

宮崎県男女共同参画センター

【開館時間】 月～金曜日……9時～17時半
土曜日……9時～17時 ※祝日、年末年始を除く

宮崎市宮田町3番46号 県庁9号館1階

TEL:0985-32-7591

HP <http://www.mdanjo.or.jp/>
Facebook <https://www.facebook.com/miyazakidanjo>



STOP! 高齢者虐待

平成29年度に養護者(家族等)による虐待について、宮崎県内の市町村に寄せられた相談・通報件数は216件、事実確認の結果、高齢者虐待と認められた事例が113件(虐待された人の人数は117人、虐待者は131人)に上っています。

防止のために 高齢虐待の

身近な相談窓口を活用しよう

介護による負担を軽減するためにも、認知症や介護に関する正しい理解を深めましょう。

高齢者の介護を担う家族は、心身ともに大きな負担を抱えることが多いと考えられます。

ひとりで介護の悩みを抱え込まず、適切な介護サービス利用などについて市町村の相談窓口やお近くの地域包括支援センターへ相談しましょう。

地域で支え合いましょう

近所とのつきあいがなく孤立している高齢者世帯などへの声かけや見守りが、虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりの第一歩になります。

高齢者虐待を早期に発見するためには、虐待を疑わせるサインを見逃さないことが大切です。

CHECK

✓ 高齢者にみられるサイン

- からだに不自然なけがやアザがある
- 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある
- おびえる、わめく、泣くなどの症状がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる
- お金があるのに生活費の支払ができない
- 悪臭がしたり、服が汚れている等不衛生である
- 薬や届け物が放置されている

CHECK

✓ 介護者にみられるサイン

- 介護に疲れている
- 無気力、投げやりである
- 高齢者を怒鳴る、しつけと言って叩く
- 介護サービスを受けさせない
- 病院への受診を拒んでいる

虐待の種類

身体的虐待／経済的虐待
心理的虐待／性的虐待
介護・世話の放棄・放任



チェックが付いた項目が多いほど、虐待の可能性が高い状態です。

お住まいの市町村や地域包括支援センターへ
ご相談・ご連絡ください

これからも地域で安心してくらししていくために知っておきたい 高齢者の権利擁護に関する 出前講座のご案内

地域の勉強会などにぜひご利用ください



費用

無料

講座時間

平日9時~17時までのうち、
原則60分~90分程度

(土曜、日曜、祝日を除く)
(講座時間の短縮や延長など、ご相談に応じます)

内容

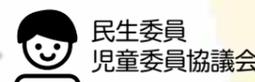
- 高齢者虐待とはどういうもの?~虐待の種類と具体例
- 本県における高齢者虐待や成年後見制度の現状
- 早期発見のポイント
- 虐待防止につなげるためには?
- 成年後見制度の概要
- 孤立死につながってしまう「セルフ・ネグレクト」とは?(新内容)
- 具体例や意見交換など...

昨年度出前講座を受講された方々の感想

DVD等を使用したわかりやすい講座でした。



日頃行っている訪問、相談業務などを見直すいい機会になったと考えます。



言葉では聞いたことがあったけど、勉強になったわー。



どうぞお気軽に
お問合せください

(社会福祉法人)
宮崎県社会福祉協議会権利擁護支援センター
TEL:0985-32-0160 FAX:0985-22-6670
〒880-8515 宮崎市原町2番22号 人材研修館3階

宮崎法務少年支援センター

(思春期ひむか相談室)

当センターでは、非行問題に限らず、主に青少年が抱える悩みについて、本人や家族など個人の方、学校などの各機関からの相談に応じています。相談をされた方や内容についての秘密は守られますので、安心してお気軽にご利用ください。講演や研修等にも出向きます。

また、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育も行っています。

ここ最近、学校の先生方や保護者の方からの相談が増えています。難しく考えないで、まずは気軽にお電話ください。



心理相談・講演等
受付中

TEL:0985-22-7830
(宮崎少年鑑別所 TEL:0985-27-5566)



◆ 虐待に関する講演会&ワークショップのお知らせ ◆

日時 令和元年11月14日(木)
午後1時30分から4時30分まで

場所 宮崎市民文化ホール

講師 西南学院大学教授 安部 計彦

共催 宮崎市

後援 宮崎県、
宮崎市
教育委員会



非行のある少年の多くに被虐待体験があるとも言われており、非行のある子どもたちにとっても、虐待は大きな問題です。法務省としても、虐待の早期発見や防止に力を入れているところです。

当センターでは、11月の虐待防止月間に合わせて、児童虐待研究の第一人者でいらっしゃる西南学院大学の安部教授を招いて、講演会やワークショップを行っています。今年で4年目となります。昨年は、「多機関連携」について、学校の先生たちや地域の児童委員さん、保育士の方々など、幅広い職種の方にご参加いただきました。今年度は、事例を中心に、対処法等を検討していきたいと考えています。

再犯防止に国・地方公共団体・民間が連携して取り組む必要があります

検挙された人たちのうち、再犯をした人の割合は48.7%で、右肩上がりの状況にあります。市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を構築するためには、再犯をいかに減らすかが重要となっています。支援を必要とする人に、どのような支援をするのが重要です。少年鑑別所(法務少年支援センター)は、非行問題の専門機関です。これまでに多くの心理相談等の実績があります。その実績と知識をいかして、地域の方々のさまざまな問題解決のお力添えになればと思います。今後とも再犯防止に向けて地域や各機関との連携を進めていきたいと考えています。

刑務所等での指導・支援

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援



地域の支援

- 就労の確保
- 住居の確保
- 保健医療・福祉サービスの提供
- 修学の支援

更生保護

刑を終えて出所した人の人権

更生保護とは?

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。社会の中での立ち直りを助けるためには、地域の方々から、更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。これは、犯罪や非行のない、誰もが安心して暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。

地域社会の一人ひとりが手と手を結び、心と心を通い合わせる更生保護のネットワークは、皆さんの温かいまなざしから始まります。

「再犯防止推進計画」とは?

我が国の再犯者率は年々増加し、全検挙者のうちの約3割にあたる再犯者によって約6割の犯罪が起きています。再犯する人の中には、様々な事情で生きづらさを抱えている人も多く、地域社会で孤立することがないよう地域の関係機関が連携して再犯を防止する取組が求められています。このような中、平成29年12月に国の「再犯防止推進計画」が策定され、翌年度から、各地方公共団体においても同推進計画の策定が始まり、令和元年度には宮崎県が同推進計画を策定する見込みです。また、令和4年度までには全ての地方公共団体において、同推進計画が策定される予定となっています。

第69回 社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ

7月は「社会を明るくする運動」
強調月間・再犯防止啓発月間です。

「強調月間」7月1日~7月31日

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です。内閣総理大臣メッセージを、県知事をはじめ県下各市町村長へ、地元の保護司会や更生保護女性会員が伝達を行います。

7月第1週は 宮崎県いのちの教育週間です

宮崎県「いのちを大切にす教育」

「いのちの教育週間」を設定した理由

夏休み明けに子どもたちが元気に、そして笑顔で登校できるよう、夏休み前の7月の第1週を「宮崎県いのちの教育週間」と設定しました。

各学校で、この週を中心に「いのちの教育」を重点的に行うことで、県下一斉に「いのちの大切さ」について考える機会としました。

目指す子どもの姿

- 生まれてきてよかったと思い、いのちにかかわるまわりの人・ものに感謝する子ども
- 自分のいのちを大切に、いのちいっぱい生きる子ども
- いのちがつながっていることを実感する子ども

平成30年度の「いのちを大切にす教育」実践状況

これまでの取組に「いのちを大切にす」という視点を加えた実践も多く見られました！

	各教科	特別の教科道徳	総合的な学習の時間	特別活動	その他
小学校	37	100	15	95	65
中学校*	6	44	19	19	47
高等学校*	2	—	3	27	5
特別支援学校	2	3	2	7	3

※中等教育学校を含む

平成30年度の

特色ある取組を御紹介します！

事例1 小学校の取組 小林市立幸ヶ丘小学校

PTA主催の行事を「いのちの教育」の視点で実施しました

テーマ 「いのちをたどき、いのちに感謝、いのちについて考える」
～魚のつかみ取り大会～

取組内容 プールでつかみ取りした魚を、自分たちでさばいたり、下ごしらえをさせることで「いのち」と向き合い、いのちについて考えました。

実施後の声 児童の日記や作文に、「生きたかったよね。ごめんね。おいしくいただくね。残さず食べるね。」等という記述があり、「いのち」について考えたことがうかがえました。

ここがポイント

○行事の前に、各学年でそれぞれ事前の学習をしました。
低学年：道徳科で虫や動物のいのちについて考える授業
中学年：理科で季節と生きものの授業
高学年：家庭科で調理実習



事例2 中学校の取組 日南市立鶴戸小中学校

みんなで、人権標語や人権ポスターを作りました！

テーマ 自他のいのちがかけがえのないものであることを実感できるようにする。

取組内容 小学部では、人権標語や人権ポスターを作成し、廊下に掲示して保護者にも見ていただきました。また、中学部の生徒が小学部の児童にいのちに関する本を読み聞かせました。

実施後の声 「たった一つしかない、大切な宝物なので、今を幸せに生きたいと思った。これからもいのちを大切に生きていきたい。」という感想がありました。

ここがポイント

○7月2日～6日の1週間、国語や音楽図工などの教科、道徳科など様々な場面でいのちの大切さを考えさせる取組をしました。
○作品を掲示するなど、視覚的に訴えるよう工夫しました。



事例3 高等学校の取組 日南振徳高等学校

朝の読書の時間を活用しました！

テーマ 同年代の生徒たちのいのちに関わる様々な体験から、「いのち」について考える。

取組内容 通常、「読書の時間」としている朝の10分間に、同世代の生徒が書きたいのちに関する作文を放送部員が朗読し、他の生徒は、放送を聴き、感想文を書きました。

実施後の声 生徒たちの多くは、改めていのちについて考えることができ、とても良い機会になったと感想に書いていました。また、「いのちはあって当たり前」という考えから、今生きていることへの感謝を伝えることができたという感想を書いた生徒が多く見られました。

ここがポイント

○6月下旬の3日間を、学校の「いのちを大切にす教育週間」と設定して、実施しました。
○既存の時間を生かしながら、無理のない取組で大きな効果をもたらす取組がなされました。



事例4 特別支援学校の取組 児湯るびなす支援学校

「いのちの教育週間」を意識して、継続的に取り組めました！

テーマ 「いのちの教育週間」の5日間、毎日様々な取組をしました。

取組内容 小学部から高等部までの全児童生徒を対象にした全校集会では、学級園で育てているキュウリを提示しながら水やりの大切さや植物の成長について話したり、給食指導の時には、「食の栄養」がいのちに関わることを伝えたりするなど、様々な場面で「いのちを大切にす内容の学習」に取り組めました。

実施後の声 花の水やりの場面では、「花に水をあげると葉っぱが伸びたり、元気になったりするね」という言葉が出たことなどからも、「いのちの大切さ」について意識付けをすることができたことがうかがえました。

ここがポイント

○他にも、国語、音楽、体育、生活単元学習、特別活動など様々な場面で取り組めました。
○「いのちの教育週間」の前に、ロゴマークを各クラスに提示し、子どもたちへの意識付けを行いました。

他にも、こういう取組がありました！

- 「いのちの教育週間」の初日に、全校集会で校長が全校児童生徒に「いのちの大切さ」について講話をして、意識付けを図りました！
- 学校で発行している教育相談だよりに、教師自身の「いのちを大切にす教育」に関する思いを記載し、生徒に配布しました！
- 子どもたちが書いた「いのち」や「人権」に関する作文を、給食時間に放送しました。
- 図書館に命に関する本や資料を置くコーナーを設置しました！
- 参観日などを活用して、保護者や地域の方にも「いのちを大切にす教育」についての理解を深めました！
- 宮崎県動物愛護センター職員による「いのちの教育」や外部講師による「性に関する教育」、「がん教育」などにも取り組めました！

※他にも、道徳科や各教科、特別活動時間に、それぞれの学校の状況に応じて実施していただきました。

「いのちを大切にす教育」を推進していくために

- これまでも行ってきた「いのち」に係る取組を、改めて「いのちを大切にす」という視点を持ち、意識的に行いましょう！
- 全教育活動において、「いのち」に関連する場面があったら、各教科、特別活動など様々な機会を捉えて指導しましょう！
- まずは、教師自身が「いのちの大切さ」を実感し、そのことを子どもたちに伝えていきましょう！

他にもいくつかの実践例を、教育ネットひむかのHPIに掲載しています。来年度の実践参考にしてくださいね！



お問い合わせ 宮崎県教育委員会 TEL:0985-26-7233

知っていますか？

あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員

人権擁護委員ってどんな人？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人たちで、現在、全国の各市町村で約1万4000名の人権擁護委員が活動しています。ここ宮崎県では、宮崎・都城・延岡・日南の4つの協議会に分かれて約200名が活躍しています。

人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから面談や電話、インターネットでの相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済しています。また、地域の皆さんに関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。



人権擁護委員はこんな活動をしています

人権の大切さを多くの方々に知っていただき、また、考えていただくために、様々な活動を行っています。

人権教室



紙芝居やDVDなどを用いて、「思いやり」の大切さを伝えていきます。

人権の花運動



子どもたちが協力して花を育てることを通じて、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心を育むことを目的に活動しています。



人権擁護委員のき章

き章(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



いろいろな相談方法があります 子どもの人権SOSミニレター

電話では相談しにくい、勇気がいるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。全国の小・中学生に配布しています。人権擁護委員は、届いた手紙から子どもたちの想いを読み取って返事を書くなど、子どもたちの心に寄り添い、事案に応じて、子どもたちの声を救済に結び付ける取組を行っています。



宮崎地方方法務局による電話相談

- みんなの人権110番(全国共通)
0570-003-110
- 子どもの人権110番(フリーダイヤル)
0120-007-110
- 女性の人権ホットライン
0570-070-810
- インターネットによる人権相談

インターネット人権相談



おすすめDVD紹介

宮崎県人権啓発センターでは、人権に関する図書やDVD等を無料で貸し出しています。

*詳しい貸出方法については、次ページをご覧ください。

【性的マイノリティと人権】 みんなで考えるLGBTs



2018年制作/各巻約20分

本シリーズ(全3巻)は、性の多様性を人間の個性の一つとして学ぶ機会ととらえ、LGBTsの当事者である児童生徒が、ありのままの自分でいいという自己肯定感、自尊感情を育むことを目指した映像教材です。各巻タイトル①いろいろな性~好きになる性~、②いろいろな性~心の性~表現する性~、③性的指向と性自認(解説編)

【子どもと人権】 防ごう子どもの虐待 日常の子育てから考える



2015年制作/25分

深刻な社会問題となっている子どもの虐待。その芽は日常の生活の中に潜んでおり、誰もが虐待の当事者になる可能性があるともいえます。ドラマと解説を通して、子育ての中で起こりがちな問題点(叩く、価値観の押し付けなど)を示し、虐待を防ぐために私たちができることを描いた作品です。

【職場の人権】 企業と人権 職場からつくる人権尊重社会



2017年制作/40分

セクハラやパワハラ、過労死、さらには様々な差別に関わる問題などが社会の注目を集めています。企業がなぜ人権に取り組む必要があるのか、企業が関わる主な人権課題にはどのようなものがあるのか等について、対処のポイントや先進事例を含め、分かりやすく解説しています。

県民人権講座

本年度は
小林市でも
開催します!

ねらい	人権が尊重される地域づくりの核となる「人権サポーター」の養成
対象者	どなたでも参加できます。お好きな回にご参加下さい。
会場	宮崎市民プラザ、小林中央公民館(8/27) いずれも13:30~16:00頃(講演100分+ビデオ視聴約30分)
内容	8/27(火) 小林市 講師:市原美穂さん(認定NPO法人ホームホスピス宮崎理事長) 全国初のホームホスピス「かあさんの家」を運営し、高齢者の方が安心して生活できるように、高齢者の最善を考えた支援のあり方についてお話しいただきます。
	9/12(木) 宮崎市 講師:真北聖子さん(車いすシンガー・ソングライター) 健康な生活から、突然の車いすの生活に。辛い時期に自分を否定することもあったが、家族など周囲の支えにより現在は障がいと向き合い前向きに生きる真北さんに「共に歩んでいける社会づくり」についてお話しいただきます。
	10/3(木) 宮崎市 講師:石井真澄さん・千晶さん 滋賀県で石屋を営む石井さん夫婦の体験談「差別から学んだ幸せ」についてお話しいただきます。部落差別と向き合い、結婚差別を乗り越えたお二人から、人の気持ちを尊重し学び続けることの大切さについてもお話しいただきます。
	11/1(金) 宮崎市 講師:石川結貴さん(作家/ジャーナリスト) インターネットでの誹謗中傷やSNSでのいじめやグループ内での仲間はずれなど、子ども同士の見えない人間関係の中で直面している現実について、詳しい実態と最新の状況をもとにお話しいただきます。
	12/6(金) 宮崎市 講師:若宮邦彦さん(南九州大学人間発達学部 子ども教育学科 教授) 医療ソーシャルワーカー等の経験をもとに、「福祉とは何か?」を分かりやすくユーモアを加えて説明いただきます。そこから、今の時代の「子供の貧困」や「絆の再生」についてお話しいただきます。
1/21(火) 宮崎市 講師:三浦暢久さん(NPO法人カラフルチェンジラボ代表理事) 「LGBTをもっと身近に」をテーマに、セクシュアリティに関係なく、誰もが偏見のない世の中で幸せに暮らせる社会を目指すことの重要性についてご自身の体験談を交えながらお話しいただきます。	

主催
お問合せ

宮崎県総合政策部人権同和対策課
TEL:0985-32-4469 FAX:0985-32-4454
〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 県庁8号館6階
(1階が物産館になっている建物です)



宮崎県人権ホームページ



活用してください！宮崎県人権啓発センター

宮崎県人権啓発センターでは、個人や学校、企業・団体向けにさまざまな活動を行っています。皆様のご利用をお待ちしています。



ジンケングリーン
友だちを大切にすること(友情)

研修会を実施しています！

人権担当者講座や県民人権講座、人権ファシリテーター養成講座などを開催しています。

人権に関する相談を受けています！

人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。
専用電話 ☎0985-26-0238

講師の派遣紹介をしています！

企業や民間団体等の研修会への職員派遣や、外部講師の紹介を行っています。

わたしたちの人権講座を開催しています！

センター研修室での人権講座を開催しています。

ほかにも、人権啓発資料の作成、ホームページでの情報提供、図書・DVD等の貸出(下記)も行っています。

宮崎県人権ホームページにアクセスできます ▶▶▶

無料

図書・DVD等を貸し出しています

当センターでは、人権に関する図書やDVD等を無料で貸し出しています。個人はもちろん、学校の授業や職場の研修等にご活用ください。貸出利用登録の手続きについては、センターにお尋ねください。

◇貸出冊数及び貸出期間

図書	貸出冊数：3冊以内	貸出期間：14日以内
DVD等	貸出本数：3本以内	貸出期間：14日以内
機材	貸出期間：14日以内(機材…DVDプレーヤー、プロジェクター、スクリーン)	

◇図書・DVD等について

ライブラリー所蔵の図書・DVD等の種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いします。

Qじんけんクイズ

児童相談所全国共通ダイヤルは何番？

- A 184 B 189 C 118

ページのどこかにヒントがあるよ！

クイズの答えをお寄せください。正解者の中から抽選で5名の方に、人権啓発グッズを進呈いたします。アンケートハガキに答えと必要事項をご記入の上、お送りください。当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。
応募締切：令和元年10月31日(当日消印有効)

編集後記

8月9日の『ながさき平和の日』を迎えると、悲惨な戦争を二度と繰り返してはいけなと強く思います。また、この日は「ハグの日」でもあるそうです。ハグ(抱きしめる)は「幸福ホルモン」などを分泌させ、幸福感を高める効果があるそうですよ。ストレス解消や不眠症の解決などの効果もあるそうです。「平和」も「ハグ」も、幸せに生きるためにはとても大切なものですね。(加)

宮崎県人権啓発センター

宮崎市橘通東2-10-1
県庁8号館6階
(宮崎県人権同和対策課内)
TEL.0985-32-4469
FAX.0985-32-4454



情報・ご意見などをお待ちしています。
<http://www.m-jinken.jp/>

読者のVOICE!

- 大庭康資さんの心のバリアフリーの大切さは同感です。日本も外国と同じように、障がいに対する理解が深まるとよいですね。
- いろんな人権について詳しく、分かりやすく紹介されていて勉強になりました。参考にします。
- “春号”らしいカラフルな表紙で読み応えがあり、心に響く内容でした。感謝します。